○利府町企業立地促進基準

平成２０年９月５日

告示第５１号

　（趣旨）

第１　この基準は、利府町企業立地促進要綱（平成２０年利府町告示第５０号。以下「告示」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２　告示第２条第１号の規定による事業は、日本標準産業分類（平成１９年総務省告示第６１８号）に掲げる産業のうち、次に掲げるものとする。

　⑴　大分類Ｅの製造業

　⑵　大分類Ｇの情報通信業

　⑶　大分類Ｈの運輸業、郵便業の中分類道路貨物運送業、倉庫業　及び運輸に附帯するサービス業（こん包業に限る。）

　⑷　大分類Ｌの学術研究、専門・技術サービス業の中分類学術・開発研究機関

　⑸　大分類Ｒのサービス業（他に分類されないもの）の中分類自動車整備業並びに中分類機械等修理業のうち機械修理業

　⑹　その他告示第１条に規定する目的達成のため町長が必要と認めるもの

２　前項の規定に係らず、当該産業が公序良俗に反すると認める場合は、この限りでない。

　（指定の申請）

第３　告示第６条第１項の規定による指定の申請は、指定企業者申請書（様式第１号)に次に掲げる書類を添えて、事業開始日の３０日前までに町長に申請するものとする。

　⑴　法人の登記事項証明書（個人事業者の場合は住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書）

　⑵　定款、事業案内書等の企業者の概要を示すもの

　⑶　事業報告書、財務諸表、確定申告書の写し等企業者の財務状況を示すもの

　⑷　事業計画書

　⑸　事業所の位置図、施設（緑地を含む。）の配置図、施設の設計図及び設備の配置図

　⑹　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項の規定による確認済証の写し

　⑺　取得費が明らかとなる書類（見積書、契約書及び領収書等の写し）

　⑻　町税を滞納していないことを確認できるもの

　⑼　その他町長が必要と認めるもの

　（指定の通知)

第４　告示第６条第４項の規定による指定の通知は、指定企業者決定通知書（様式第２号）又は指定企業者不承認決定通知書（様式第３号）により行うものとする。

　（指定申請の変更の届出）

第５　告示第６条第５項の規定による変更の届出は、指定企業者申請変更届出書（様式第４号）に関係書類を添えて、変更後、速やかに行うものとする。

　（指定の取り消し）

第６　告示第７条の規定による指定の取消しは、指定企業者取消通知書（様式第５号）により行うものとする。

　（奨励金等の返還命令）

第７　告示第７条の規定による奨励金の返還は、奨励金返還命令書（様式第６号）により行うものとする。

　（事業開始の届出）

第８　指定企業者は、当該指定申請に係る事業所の事業を開始したときは、速やかに事業開始届出書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

　⑴　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第７条第５項の規定による検査済証の写し

　⑵　常用雇用者の名簿

　⑶　その他町長が必要と認めるもの

　（交付の申請）

第９　告示第８条第１項の規定による奨励金の交付の申請は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める申請書に別表に定める関係書類を添えて、同表に定める申請期間内に行うものとする。

　⑴　企業立地奨励金　企業立地奨励金交付申請書（様式第８号）

　⑵　雇用促進奨励金　雇用促進奨励金交付申請書（様式第９号）

　（交付の決定の通知）

第１０　告示第８条第２項の規定による決定の通知は、奨励金交付決定通知書（様式第１０号）又は奨励金不交付決定通知書（様式第１１号）により行うものとする。

　（交付申請の変更の届出）

第１１　告示第８条第３項の規定による変更の届出は、奨励金交付申請変更届出書（様式第１２号）に関係書類を添えて、変更後速やかに行うものとする。

２　町長は、前項の変更届出書を受理した場合において、必要があると認めるときは、当該指定企業者に対して、前条の規定による交付の決定の取消し又は変更を命ずることができる。

　（承継の届出）

第１２　告示第９条第２項の規定による届出は、指定企業者承継届出書（様式第１３号）に関係書類を添えて、承継後速やかに行うものとする。

　（廃止等の届出）

第１３　指定企業者は、事業を廃止し、又は休止したときは、速やかに事業廃止・休止届出書（様式第１４号）を町長に提出しなければならない。

　（その他）

第１４　この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この基準は、平成２０年１０月１日から施行する。

別表（第９関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 奨励金等名 | 関係書類 | 申請期間 |
| 企業立地奨励金 | 投下固定資産に係る支払を明らかにするもの投下固定資産に係る登記事項証明書（取得した場合に限る。）投下固定資産に係る固定資産税及び固定資産台帳の写し町税を滞納していないことを確認できるものその他町長が必要と認めるもの | 固定資産税を課せられた年度の翌年度の４月１日から２箇月以内 |
| 雇用促進奨励金 | 新規常用雇用者の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書雇用保険資格取得確認通知書、雇用年金資格取得確認通知書等常用雇用者であることを確認できるもの新規常用雇用者を採用から引き続き１年以上雇用していたことを確認できるものその他町長が必要と認めるもの | 事業開始後１年を経過し、かつ、交付要件を満たした日から起算して２箇月以内 |

様式　略